

定期試験における合理的配慮の申請の流れは以下の通りです。

1. 合理的配慮「申請書」の提出

申し出には申請書と医師の診断書、または障害者手帳等の根拠資料の提出が必要です(既に障害学生支援室に提出されている場合は再度提出いただく必要はございません)。各セメスターで申請期間が決まっておりますので、期日までに申し込みください。



2. 合意形成

申請書内容をもとに当該学生の合意を得て配慮内容を決定します。必要に応じて面談も行います。



3. 合理的配慮「依頼文書」の通知

合理的配慮申請を担当教員と教務部長の決裁を経て、合理的配慮を具体的に提供する教職員に対して合理的配慮「依頼文書」で通知します。



4. 合理的配慮の提供

具体的な合理的配慮は、障害のある学生が関係する教職員が連携・協働して提供します。